

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（会計課）	2
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（同）	3

公布された法令のあらまし

◎地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（規則第14号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に係る総務省通知の一部改正により、同令の規定が適用される調達契約につき一般競争入札により一連の調達契約をしようとする場合に、当該契約のうち最初の契約以外の入札公告期間を短縮する措置が廃止されたことを踏まえ、所要の整備を行うこととした。

◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第15号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する手数料として宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料が新設されること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第14号

**地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される
調達契約に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則（平成7年兵庫県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、当該最初の契約に係る公告において当該最初の契約以外の契約に係る入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までに当該最初の契約以外の契約に係る公告をする旨を明示した場合に限り、24日前）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条又は第10条第5項に規定する公告をしたこの規則による改正前の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る財務規則の特例に関する規則第3条第1項括弧書に規定する一般競争入札（施行日において入札期日の到来していないものに限る。）については、同項の規定を適用する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第15号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項42を次のとおり改める。

42 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する手数料

- (1) 宅地造成等工事許可申請手数料
- (2) 宅地造成等工事変更許可申請手数料
- (3) 宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料
- (4) 宅地造成等工事許可不要証明手数料
- (5) 宅地造成等工事許可証明手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項66(7)を削り、同項67の次に次のように加える。

67の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する手数料

- (1) 輸出証明書発行手数料
- (2) 適合施設認定申請手数料

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けた者に係る宅地造成工事変更許可申請手数料及び宅地造成工事許可証明手数料については、この規則による改正後の収入証紙条例施行規則別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項42の規定にかかわらず、なお従前の例による。